

東証株総第20号  
平成11年3月5日

各位

東京証券取引所  
理事長 山口光秀

「東証市場を利用した事前公表型の自己株式取得に関するQ & A」について

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊所の運営につきまして、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊所では、先般、「東証市場を利用した自己株式の取得方法について」(平成11年1月19日付東証株総第3号)を御通知申し上げ、既に9社が事前公表型の終値取引(ToS TNeT-2)による買付けを、1社が事前公表型のオークション市場における買付けを実施されました。また、多数の上場会社の方々から、当該方法を利用した買付けに関する御質問や実施に向けての具体的な御相談をいただいております。

そこで、これまで寄せられた主な御質問と弊所の回答を別添のとおり取りまとめましたので、御通知申し上げます。貴社の自己株式取得の検討に当たり参考にしていただければ幸いです。

敬具

## 東証市場を利用した事前公表型の自己株式取得に関するQ & A

平成 11 年 3 月 5 日

Q 1 当社は、現在、取締役会において 100 万株の範囲内で自己株式を取得することが決議されている。これまでオークション市場（通常の立会取引）で 60 万株買付けを行ってきたが、残り 40 万株の範囲内で事前公表型の買付けを行うことは可能か。また、残りの枠を超えて、例えば 50 万株の買付けを行う場合には、どのような対応が必要か。

A 1

残りの買付枠の範囲内であれば事前公表型の買付けを行うことが可能です。なお、会社関係者の自己株式取得以外を目的とした売買におけるインサイダー取引規制の問題の回避や重要事実のタイムリー・ディスクロージャーの観点からは、事前に関付内容を公表する段階で、それまでのオークション市場での買付状況（買付期間、買付株数、買付市場）について併せて公表することが必要となります。

また、残りの枠を超えた買付けの場合には、取締役会において、一旦それまでの買付けを終了するとともに、新たに買付枠を設定する旨を決議し、それらの内容について公表を行ったうえで買付けを行うことが必要となります。

Q 2 当社は、オークション市場において単純買付けを行っているが、事前公表型の買付け前日までオークション市場で買付けを行い、その翌日に事前公表型の買付けを行うことは可能か。

A 2

通常のオークション市場での買付けの翌日に事前公表型の買付けを行うことについて特段の制約はありません。その場合にも、通常の買付けの際と同様、弊所が先般公表した「自己株式取得に関するガイドライン」を参考にするなど、相場操縦等に留意しながら買付けを行う必要があります。また、会社関係者の自己株式取得以外を目的とした売買におけるインサイダー取引規制の問題の回避や重要事実のタイムリー・ディスクロージャーの観点からは、事前に関付内容を公表する段階で、それまでのオークション市場での買付状況（買付期間、買付株数、買付市場）について併せて公表することが必要となります。

Q 3 オークション市場やT o S T N e T - 2 ( 終値取引 ) において事前公表型買付けを行う当日に、別途、これらの市場で買付けを行うことは可能か。

A 3

事前公表型の買付けの場合、事前に一定の株数を一定の方法 ( オークション市場又はT o S T N e T - 2 ) で買い付けることを対外的に公表したうえで行うものであり、公表を行った買付方法で別途の株数を買い付けることは、事前の公表内容とは異なる買付けであり、結果的に投資者に虚偽の内容を公表したこととなること等から、適当ではないと考えられます。

一方で、例えば、T o S T N e T - 2 で買付けを行う旨を公表し、別途の株数をオークション市場で買付けを行うことについては、買付方法が異なるため一律に禁止されるものではありません。ただし、投資者の誤解等を回避するという観点からは、買付内容を事前に公表する際に併せてその旨を付記するか、事前公表型の買付けを行う日には当該買付けに限定することが適当ではないかと考えられます。

Q 4 事前公表型買付けを複数回に亘って行う場合、一定のインターバルを置く必要があるか。

A 4

内部者取引規制との関係から社内管理体制の確立等を図るとともに、自己株式取得を行うことを目的として適正な買付けが行われるかぎり、一定のインターバルを置くことが特段求められるものではありません。

Q 5 「東証市場を利用した自己株式取得について」の通知はどのような位置付けのものか。

A 5

本通知は、事前公表型の買付けについて、商法に定める取引所取引との関係、証券取引法に定めるインサイダー取引規制や相場操縦規制との関係を整理し、その具体的な方法を紹介したものです。なお、本通知は、法令の正式な解釈を示すものではありませんので念のため申し添えます。

## 1 . T o S T N e T - 2 における取引価格について

T o S T N e T - 2 における取引価格は、午前 8 時 45 分の取引については、前日の普通取引における最終値段（最終気配値段を含む）と定められています。

したがって、立会終了時において、例えば 1,000 円で取引が成立した場合には、翌日の午前 8 時 45 分の取引における取引価格は 1,000 円となります。

次に、例えば、前日午後 2 時 30 分に最後の約定値段 1,000 円が付いて、その後買い注文が集まり、1,060 円の買い気配で立会時間が終了したとします。この場合、最後の約定値段は 1,000 円ではありますが、翌日の午前 8 時 45 分の取引における取引価格は 1,000 円ではなく最終気配値段の 1,060 円となります。

なお、前日午後 2 時 30 分に最後の約定値段 1,000 円が付いて、その後、買い気配も売り気配も表示されず、そのまま立会時間が終了したとします。この場合には、ザラバに約定した最終値段の 1,000 円が取引価格となります。

## 2 . T o S T N e T - 2 による自己株式取得における発注時の留意点

T o S T N e T - 2 では、顧客から注文を受けた証券会社が、売り買い注文をあらかじめ合致した注文として東証に発注するクロス取引による方法と、証券会社が売り買い注文をそれぞれ別々に発注するクロス取引以外による方法の 2 種類がありますが、自己株式取得に利用される場合には、クロス取引以外による方法で行うことが必要となります。

これは、T o S T N e T - 2 では売り買い注文について時間的に早く発注されたものから優先して取引が成立することとなりますが、クロス取引による方法の場合には、取引所への発注時間に拘らず優先して取引が成立するため、他の参加者の注文を排除してしまうこととなり、商法における株主平等の原則の趣旨に反することとなるためです。

したがって、念のためではありますが、証券会社に買付注文を委託される際、相手方が同一証券会社に売付注文を委託される場合やその可能性がある場合には、売り買い注文を別々に取引所に発注するよう御伝えいただくことが肝要かと考えられます。